小田原市報

第28号

発行所
小田原市役所
小田原市幸1の138
編集兼発行人
石井重治
印刷人
石橋貞吉
定價一部三圓

# 一齊住民登録その後の届出を励行しましょう

全国一斉に実施された住民登録は市民の御協力と調査員の御骨折とにより完了いたしました。この登録は唯単に七月一日午前零時現在の市民の居住関係ばかりでなく常時の実態を明かにするものです。従つて皆さんは一斉住民登録をされても其後の異動、たとえば転入、転出転居、世帯を二つに分けたとき、又は世帯主の変更等のあつた場合は、その都度必ず届出を励行することが肝要です。せつかく出来上つたこの便利な制度を育て上げるには市民のこれに対する協力、即ち届出の励行ということがぜひ共必要です。住民登録法の概要については市報第二十六号、二十七号で再度にわたり御説明申しあげておりますので、この利用価値等については既にお解りのことと存じますが、なお、ここで今一度、登録その後の取扱い手続を重ねて申しあげます。

◇転入届
他の市町村から小田原市に転入されたときは十四日以内にこの届をして下さい。

◇転出届
小田原市から他の市町村へ転出されたときは十四日以内にこの届を転出先の市町村役場へ出して下さい。

◇転居届
市内で居住の変つたときは十四日以内にこの届をして下さい。

◇世帯を二つに分けたとき又は世帯主の変更届
十四日以内に届をして下さい。

用紙は庶務課戸籍係又は各支所に備えてありますから御利用下さい。

なお、住民登録法では、これらの届出期限に遅れたり、怠避したり、嘘偽の届出をしたりする場合には、五百円以下の過料又は五万円以下の罰金に処せられる罰則が適用されますから御注意願います。

次に戸籍に関する届出があつた場合（出産、死亡婚姻、離婚、分籍、転籍など）は、この届に基いて市役所では職権で住民票に登載又は消除し、住民票記載内容の変更もいたしますから別に住民登録の届出の必要はありません。

【庶務課】

# 本市のダイナ台風被害

梅雨と台風による降雨量は、年間降雨量の八割程度を占めるものと言われています。これが災害発生の有力原因となつて、河水の出水氾濫を招き、毎年、破壊と絶え間ない建設を繰返しています。

去る六月二十四日、襲来したダイナ台風はアイオン、キテイ、カザリン等過去の台風のように猛威を振つたわけではなかつたが、降雨量が一時的に極めて多かつたため被害は全市的にわたつて見られ、損害額は概算千八百八十一万六千七十五円に上りました。内訳しますと

床上浸水　二八戸
床下浸水　一、一八一戸

土木関係の被害は八一箇所でこの損害額　六、五七五、二九五円

農作物被害は水稲
冠水　三三、六四七畝
流失　一、五九〇畝
埋没　一六七畝
陸稲
風害　一八〇畝
埋没　一二五畝
蔬菜その他
風害　六、八四〇畝
この損害は　八〇〇、〇〇〇円

耕地関係の被害は
損害　一四、九五五、一〇〇円の多きにのぼり
農道　二、七三三、六〇〇円
用水　二、八七一、五〇〇円
畦畔崩れ　五、三三七、〇〇〇円
橋梁　四〇〇、〇〇〇円
耕地埋没　二、四六一、四五五円
耕地流失　一、一五三、九〇〇円
の被害を受けました。

水産関係被害一箇所、この損害額　一一五、〇〇〇円

台風一過、これら災害箇所の応急復旧は相当箇所見込まれるので、市は市議会全員協議会に報告し取敢えず四〇〇万円を支出して鋭意復旧に努めると共に、なお今次災害に対する補助金を国や県に要請することとしました

ダイナ台風襲来時の気象状況　―消防本部

※二十四日午前零時
南の風（秒速一四、三米）
雨、気温摂氏二〇度
湿度一〇〇%

※二十四日午前一時五十分
南の風（秒速五、五米）
雨　気温摂氏二〇度
湿度一〇〇%

※二十四日午前六時
風位なし
晴、気温摂氏二二度
湿度八五%

◇二十三日午前十時より二十四日午前十時まで
雨量
海岸地方　一九、七粍
山岳地方　一五六、三粍
〔註〕普通の降雨量は二〇粍乃至三〇粍

◇二十四日午前零時
水位
酒匂川
酒匂橋下　二、四米
飯泉橋下　二、七米
富士道橋下　三、八米
狩川
狩川橋下　二、五米
その他
山王川　一、七米
早川　一、三米

# 農地の交換分合

## ―本年度富水地区を指定―

土地改良法に基く農地交換分合五ケ年事業は、農地改革に引続く農村の重要事業として取上げられ県下三十三ケ町村は既にこの事業に対して着々その成果をあげております。本市においては、昭和二十五年度に下府中地区が実施いたしましたが、本年度は富水地区が指定を受け実施することになりました。この交換分合の狙いは、

1. 住宅から耕地までの距離を短縮し、耕地への往復、農機具、肥料その他収穫物の運搬に要する労力を節約する。
2. 農地の集団化により、肥培管理が容易になり、施肥の多用、農機具等の損耗を減少することが出来る。
3. 集団化により用排水の利害関係が円滑になり不要畦畔の除去により単位面積の拡張から畜力利用を容易にし、且つ作業能率を増進する。

以上の如く各種利益を生じ、農業経営合理化を促進することになるので、交換分合実施にあたつては農民各位の絶大な御協力を期待いたしております。

【農林水産課】

# 電話新設

小田原市消防署足柄出張所に電話が新設されました。番号は、二〇二四番です。

# 主食配給基準量の切替要領が変りました

主食配給基準量は皆さんそれぞれの年齢に応じて増減がありましたので、従来は満年齢に達すると同時に届出によつて切替えが行われておりましたが、食糧庁の指示により本年から毎年六月一日及び十二月一日に切替を次の要領で行うことになりました。

① 十二月一日より五月三十一日までに満年齢に達した方は六月一日に配給基準量を変更する
② 六月一日より十一月三十日までに満年齢に達した方は十二月一日に配給基準量を変更する

従つて本年②に該当する方は十二月一日に市役所商工観光課又は各支所へその旨を申出ていただくことになり、途中で年齢による主食の配給基準量の変更は致しませんから御注意下さい。

【商工水産課】

# 輸出見本製作に県から助成金

輸出振興を図るため新規優良輸出生産品を促進する一助として、輸出見本の製作を奨励してきた県では、今度、この見本製作に対し次の要領で製作費の一部を助成することになりました。この助成金を受けたい方は市役所商工観光課を通じて申請して下さい。

一、助成申請ができる者
1. 神奈川県内に所在する製造業者
2. その他県知事が適当と認めた者

二、助成の対象となる見本
輸出向商品として品質、意匠等において新規な優良品で、実際の輸出受註に応じ得る次の品目であること。
1. 染織品　布帛製品　手工芸品　その他繊維製品類
2. 紙製品　皮革　木竹製品　セルロイド　合成樹脂等の雑貨製品類
3. 機器その他の金属製品類

三、申請書の提出期限
本年度については七月三十一日まで

四、助成金額
助成金額は見本製作費の三分の二以下とする但し一件の助成金額は十万円以下とする

五、助成の決定方法
貿易関係の業者　学識経験者及び関係官公吏で組織する審議会により審査し、県知事が助成及びその額を決定する

なお、詳細は市役所商工観光課へお問合せ下さい

【商工観光課】

# 夏の防犯手帳

夏の季節犯罪はスリ、窃盗の多いことです。私たちは暑くなると薄着になるので貴重品などを入れておく場所がすぐわかり、これを狙つているスリの眼には簡単に犯罪を実行することが出来ます。又暑くなると通風をよくするため殊更に、通りから家の中が丸みえの家が多いので人の居る居ない、物のあるなし、その置いてある場所、しまつておく場所がわかるので、窃盗（しのびこみ犯罪）の餌食とされる機会が多くなります。

窃盗はただむやみに盗みに入るのではなくて、大概、入ろうと思う家を下検分して物のあるなし、あり場所等を予め確めて実行します。

ですから夏は犯人にとつて好都合の条件で、犯罪も容易に実行できるのですこれに対し、私たちは犯罪の未然防止に充分注意しましょう。

先ず家を留守にする場合には戸締りを厳重に、鍵を忘れずにかけておくことが必要です。すると犯人も人間ですから良心というものがあり、簡単に他人の家へ入りにくい心理的な影響に左右されます。必ず戸締りをよくして下さい。できうれば留守番をおいて外出する周到な処置も必要で、それが出来なければ、近所に留守をお願いしておくことも必要な心がけです。

又、戸をあけたまま寝ないようにしましょう。その他、家の外をあかるくして、内を暗くしておくことも必要です。

スリの職場は映画館、電車、汽車、自動車の中など人の雑沓する場所ですから絶えずそのような所では警戒心を働かすことが必要です。

自転車の盗難は鍵のかけてない自転車に多いので鍵をかけて用事をすませることにすれば、犯罪の数もぐつと減つてきます。

警察が犯人を捕えて犯罪は解決されても、多くの場合、品物は返りません。そこで、おこつた犯罪を検挙することにより、品物を取られないようにするのが一番よい方法で、防犯が最も大切なことになります。警察は声を大にして防犯思想の普及徹底に努めております。しかし、これも皆さんにひびくところがなければなんにもなりません。夏の防犯にぜひ御協力下さい

【警察本部】

# 新装完備の御幸ケ浜プール

七月一日プール開きを行つた御幸ケ浜プールは大人用五十米に、本年は子供用二十五米、幼児用十米を加え更に附属施設を完備しました。特に幼児用プールには周囲に日除けをつくり、プールの真中に噴水があり、小さい子供の水遊びに好適です

一昨年のキテイ台風で大波に襲われ、破壊されたプールも、今年の夏は皆様に充分御利用戴けることになりました。この総工費は約六百八十九万円で、内訳しますと五十米プールが約四百三十万円、十米と二十五米プールが両方で約百二十五万円、その他（建物や附属施設）が約百三十四万円かかりました。

プールは八月三十一日まで開場しており、毎日、午前九時から午後四時までが開場時間で、入場料は大人子供共に十円です。市民の皆様是非、プールにお出かけ下さい。

なお、御承知のことと存じますが他人に迷惑をかける危険のある次の方は御遠慮願います。

一、お酒を飲んでおられる方。
一、伝染病や他人の嫌う病気にかかつている方
一、水着類を着用していない方。
一、看護を要する老人や幼児で附添人のない方

【商工観光課】

# 特典付給水募集

## 引続き実施

さきに市報第二十五号でお知らせしました特典付給水募集は、去る六月末日をもつて締切りましたが、予想外の好評で、申込三百三十三件に達し、募集目標三百件を突破いたしました。

そこで市はなお引続き、これを実施し、御申込洩れの方々の利便をはかることになりました。この好期をお見逃しにならぬよう至急御申込み下さい締切日は追つて通知いたします。

特典は次の通り

一、工事費月賦払
今まで総工費の半額を予納して頂き、残額を月賦納入していたものを、総工費の四分の一を予納して頂き、残額を本年度内に納入して頂くこと。

一、量水器市負担
今まで量水器は需用家に御負担願つていたのを市が負担して貸付けすること。
この場合、量水器の使用料は水道使用料金と共に頂きます。

なお、配水管の布設していない場所には給水できませんことを御了承下さい。

【水道課】

明るい歩きよい道路にいたしましょう

小田原市警察本部
小田原市交通協会

## ″犯人逮捕に御協力願います″

警察は市民の生命、身体財産を護るために日夜生命を賭して活動していますが、その仕事を掘り下げて考えて見ますと、自分の権利を自分で護りきれないとき、其の権利を守るのが警察職務の内容であると思います。ですから警察と市民とは権利擁護をめぐつて深いつながりがあり、この関係を深く理解されると防犯に、犯人の逮捕に、積極的な協力をいただけると思います。これまで市民の皆様の御協力によつて得た成果は数多くありますが、反面市民の協力があつたら、なお一層警察の能率が挙つたのにと思われることもあります。ここにその一例を挙げて市民の皆様に一層の御協力をお願いし度いと思います。それは既に各新聞にも報道されました小田原署勤務山室光蔵巡査の職務質問に基因し、西洋カミソリで切られた際のことです。山室巡査は去る七月四日午前三時頃新玉方面で烈しく犬の吠えるのを聞き怪しいと直感し、特別警ら路線を一巡しようとして新玉三ノ四八六番地先道路にさしかかつた際、年令三十五才ぐらいの風呂敷包を持つ怪しい男を発見したので職務質問した結果、矢藤さん方より盗んで来た品物を所持していることが判明しましたので、身体捜検をしようと近寄つた瞬間、犯人は西洋カミソリで山室巡査の前額部に切りつけました。同巡査はこれを逮捕しようとして約二十分間「泥棒々々」と連呼しつつ格闘し続けたが、更に胸部を切られ出血多量のため倒れ、犯人を取り逃した次第ですが、其の際誰一人の協力者も得られなかつたことであります。勿論、時が時だけに住民の方々は知らずに眠つていたとも考えられますが、一面犬の吠え方、そして格闘の騒音に誰れも目を醒さなかつたとは思われないと言うことであります。もし目を醒した方の協力が得られて本署への連絡が切られつつもなお捕えようとしている巡査に助力されたら犯人は其の場で見事捕えられたでしょうもし逃げたとしても連絡により速かに張りめぐらされた警戒網はくぐられなかつたと思います。このような際ぜひとも市民の皆様の理解ある御協力を煩し度いと思います

【警察本部】

## 赤痢の予防につとめよう

入梅があけていよいよ赤痢の流行シーズンとなつた。昨年全国的に大流行をした赤痢は、今年もまた冬期すでに多く発生を見るなど、早くから流行の兆を現し、六月三十日現在県下で一、六三四名が罹病内九七名が死亡している。これは眞性だけの数であるから、疑似症及び保菌者等を含めればこの三倍からの県民が赤痢のため入院している。本市の赤痢発生は昨年二六三名（内死亡一五名）であつたが、今年は既に七月十七日現在一五三名（内死亡五名）発生している現状である。赤痢の予防はなかなか困難であつて、現在予防注射もない。私達の生活の中にねぶかく喰い込んでいるこの赤痢を防ぐには市民の一人一人が衛生的な生活を身につけて、特に次のことを守るのが一番大切である。

1. 食事の前には必ず手を洗いましょう。
2. はえをみんなでとりましょう。
3. 生水、生物はやめ井戸や水道を清潔にしましょう。
4. 便所をきれいにしましょう。
5. 下痢をしたらすぐ診てもらいましょう。

【衛生課】

| 地區別 | 二十六年 発生数 | 二十六年 死亡数 | 二十七年 発生数 | 二十七年 死亡数 |
|---|---|---|---|---|
| 緑 | 一四 | | 六 | 一 |
| 新玉 | 三一 | 二 | 三八 | |
| 万年 | 一三 | | 一六 | |
| 幸 | 二五 | 一 | 九 | |
| 十字 | 二五 | 一 | 四 | |
| 足柄 | 三一 | 一 | 六 | |
| 芦子 | 八 | | 一四 | |
| 二川 | 三三 | 二 | 三 | |
| 久野 | 五 | | 一 | |
| 富水 | 三〇 | 二 | 五 | |
| 大窪 | 七 | | 二一 | 二 |
| 早川 | 二〇 | | 一七 | |
| 山王 | 一六 | 三 | 一三 | 二 |
| 下府中 | 三 | 二 | 〇 | |
| 櫻井 | 二 | 一 | 〇 | |

## 六月定例市議会

小田原市議会定例会は市役所議場において、六月二十七日午後一時十九分開会、会期を一日と定め次の議案を逐次上程、専決処分については承認し、予算、条例等については原案の通り可決確定、小田原市国民健康保険運営協議会の委員委嘱については諸問案に同意し、午後七時八分閉会した。

### 議案

一、専決処分の承認について（小学校建築費債）
一、専決処分の承認について（小学校建築費債の変更）
一、専決処分の承認について（国庫補助住宅敷地）
一、専決処分の承認について（二十六年度繰上充用）
一、専決処分の承認について（競輪予算の更正）
一、昭和二十七年度小田原市歳入歳出追加更正予算
一、昭和二十七年度小田原市競輪事業費歳出追加更正予算
一、昭和二十七年度小田原市水道事業費歳入歳出追加更正予算
一、昭和二十七年度小田原市国民健康保険事業費歳入歳出追加予算
一、昭和二十七年度市民税及び固定資産税の納期の特例に関する条例
一、公営住宅法施行条例
一、小田原市文武館条例
一、小田原市中央公民館使用条例の一部を改正する条例
一、公園遊器具使用料条例の一部を改正する条例
一、小田原市手数料条例の一部を改正する条例
一、市金庫指定について（小田原信用金庫）
一、予算外義務負担について（久野農業協同組合）
一、大同毛織株式会社小田原工場建設に関する契約について

### 諸問案

一、小田原市国民健康保険運営協議会の委員委嘱について

条例第一条第一号の被保険者を代表する委員
小田原市早川二五八　太田丑五郎
小田原市山王原二八〇　佐野泰孝
小田原市下堀一五二　杉山高光

条例第一条第二号の医師、歯科医師若くは薬剤師を代表する委員
小田原市新玉三ノ五一　○大森義男
小田原市新玉二ノ二三五　桑原俊三

条例第一条第二号の公益を代表する委員
小田原市万年四ノ五八二　望月正道
小田原市堀の内一六一　池田六郎
小田原市久野二、四二八　田中善太郎

【市議会事務局】

## 分庁舎へ移転の小田原婦人共同作業所

婦人共同作業所（普通に授産場と呼ばれている）は今まで文武館の一部を利用して作業場にしておりましたが、今度分庁舎の一部へ移転しました。新しい婦人共同作業所は作業場が二十六坪で洋裁室と和裁室とに分れ、他に事務室三坪、倉庫三坪があります。洋裁室には二十一台のミシンが備えつけてあり、一日中、休むことなく動いております。

それではこの共同作業所の目的は何処にあるか、と申しますと、此処では小田原公共職業安定所と連絡し、失業対策事業の一環として、いろいろの事情から一定の職に就けない方達や内職をしたい方達にこの施設を利用して働き生活の安定を図ることが狙いです。婦人共同作業所では作業場内で行う場内作業（定員三十名、現在満員）の外に自宅で作業のできる場外作業（定員なし）があつて、市は現在、場外作業に重点をおいています。作業の内容をお話しますと、主に繊維製品の加工で、一例をあげればベビー服、子供服、子供服の各種ズボン、上衣等（自宅作業工賃、月収最高六千円ぐらい）、ネッカチーフ（自宅作業月収最高四千円ぐらい）などであります。最近、共同作業所の製品は非常に評判がよく、業者に歓迎され、大量の注文が殺到しております。これに応えて婦人会方面から仕事の協力斡旋の動きもみられますので、特に本年は婦人会方面の活躍により家庭婦人の潜在労力の活用を期待し、婦人共同作業所の実績をあげるよう努力しています

【厚生課】

## 茄子立毛品評会の入賞者

去る七月一日茄子の立毛品評会を実施いたしましたところ、小田原茄子として東京市場にその声価を高めた水田裏作の適種改良橘真二号は、栽培者の不断の努力により見事な成育振りを示しておりました。審査員県飯田、会田両技師及び農業改良普及員、本市農林水産課技術員等が慎重審査の結果、出品総数三十七点の中から次の通り入賞者を決定いたしました。

優等　飯田岡　二宮兵蔵
一等　蓮正寺　古沢一雄
〃　東栢山　二宮政之
二等　蓮正寺　古沢　敬
〃　〃　木村房雄
〃　曽比　剣持直則
三等　中曽根　木村艶五郎
〃　蓮正寺　奥津房雄
〃　曽比　片山福松
〃　中島　額田尚衛
〃　東栢山　雀田啓造
〃　蓮正寺　津田謙三
〃　中曽根　加藤　章

【農林水産課】

小田原けいりん

7月　25　26　27　28　29　30
8月　15　16　17　18　19　20

主催　小田原市

ラジオ NHK
県民の時間を聞きましょう
月曜（第二）　夜 6時45分—7時
木曜（第二）　朝 7時15分—同30分

## 「火災警報」の発令と解除

前号で「火災警報」の発令についてお知らせしましたが、こんど法令が一部改正され、次のようになりました。

一、火災警報発令信号
①サイレン　六秒の間をおいて三十秒づつ二回吹鳴
②半鐘　一点と四点のつづけうち三回
③掲示板　地色を赤く塗つた板に「火災警報発令中」と白字で書いた掲示板を消防署、分団器具置場、街の要所等に掲示

二、火災警報解除信号
①サイレン　三秒の間をおいて一分づつ二回吹鳴
②半鐘　二点と二点のつづけうち三回
③提示板　掲示板をはずす

なお、発令中の注意は従前のとおりです。

【消防本部】

### 訂正

前月市報「昨年の人口統計」の記事中、昨年十一月三十一日現在の人口は「八九、二四三名」とありますのは「七九、二四三名」の誤りでありますので訂正いたします。

## 廣報委員会版

小田原市広報委員会
小田原市役所内

## 市民の声を聴く

### 新玉地区「市民の集い」

六月二十日夜八時より、新玉蓮上院で小田原市広報委員会主催による新玉地区「市民の集い」が開かれた。当夜はあいにくの雨で初めは参集者の出足も悪かつたが、開会した時は約五十名の人員を数えるに至つた。当夜、予め委員会側で用意した話題は

①戦傷病者戦没者遺族等援護法
②住民登録法
③納税貯蓄組合法
④その他市政一般

であつて、広報委員会は押田委員長を初め十名の委員が出席、市側から原助役を初め関係部課長の出席があり野島、山室、山口、望月各市会議員の顔もみえた。押田委員長の挨拶に引き続き、原助役は赤字財政の克服状況について概略説明し、市議会や市民の協力によつて赤字都市の汚名も一応返上出来たが本年度は追加財源もないので切りつめた予算で賄はねばならぬので十分なことは出来ない。しかし市民の協力によつて将来の発展を期したいと結んだ。①②③の話題については その法律の概要をそれぞれ担当課長より説明、次に④の「その他市政一般について」を取りあげ、質疑応答に入つた。

【問】不潔箇所の消毒に小型噴霧器が今まで度々きたが、このところ来ない。前の様に度々よこしていただきたい。

〔答〕ただ今、農村方向を廻つておりますので、間もなく当地区へもやつてきます。

【問】このお寺の真裏に二三世帯が住んでいる。下水施設が悪いため五月半ばから蚊帳を釣るしまつだ。近所に歓楽街があつて、蚊と嬌声と喧嘩とで日夜悩まされている。市は如何なる処置をとられるか。

〔答〕質問者の指摘なさる場所が公道か私道か、今ちよつと図面をみなければ解らぬが、公道であれば処置します。

ここで警察本部から夏期防犯について説明があり質問が警察問題に移つた。

【問】共産党員が群をたのんで交番などを襲撃する場合、私共は警察に応援した方が良いのか、それとも傍観していた方がよいのでしょうか。

〔答〕盗犯の現行犯のような場合と異り、群集犯罪はその立証がむずかしいので、警察ではそのような場合、応援していただいても、暴徒と判別がつきかねる惧れがあるので、一般の方はよけていただき、警察の活動におまかせ願いたい。

【問】製材業者の前の道路について、交通保安上どう思いますか。

〔答〕道路に物を置いて交通上妨害をするという事犯が各所に見られ、警察では証拠写真をとり、これを送検しても、これまで中々検察庁でとり上げてくれなかつた。これでは警察も困るので検察庁にとり上げてもらうようお願いしてあります。又来月からは、道路愛護月間として、特に製材業者、自動者運送業者の前の道路についてよく注意を促すことにします。

【問】七枚橋の道路は毎年洪水期には水が溢れて困る。何かこれに対処する腹案はありませんか。

〔答〕本年度の都市水利事業が完成すれば水は減ります。今のところは山王川へ流れるのはこの一本だけだから呑みきれない。五ケ年計画でもう一本、下水を抜くことになつています。

【問】須藤町の角からこの辺を舗装できるようにして貰いたい。

【問】砂利を敷くに大きい石粒では困る。土では又土煙りが上る。そんなわけでどつちにしてもバラスを巻かれることは迷惑です。

〔答〕道路を舗装することは全部というわけにもゆかない。順位があつてそれは私の方で調べてあります。万年町の火災がなければこの道路を舗装する予定でした。その順位は一番です。

その他、種々な質問及び意見の開陳とこれに対する市側の回答があつて、夜十時半終了した。